

農林土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行わ

れた場合

- (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（１日未満で完了する作業の積算）

- 第４条** １日未満で完了する作業の積算（以下、「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- ２ 受注者は、別に定める「１日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
 - ３ 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。
 - ４ 受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。
 - ５ 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

１日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

（熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行）

- 第５条** 本工事は、日最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- ２ 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
 - ３ 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が３０度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
 - ４ 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温３０℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT２５℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第6条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（下請次数を制限した工事の試行）

第8条 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。

2 受注者は、下請次数が3次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。

3 受注者は下請次数が3次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

（仮設トイレの洋式化）

第9条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第10条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第11条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

2 対象工事等は、次のURL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjoyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第12条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次のURLにある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領（農林）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

（週休2日確保工事）

第13条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
農林水産部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日（土日）

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
農林水産部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）完全週休2日（土日）の場合

（見積施工歩掛実態調査）

第14条 本工事の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

（本工事の特記仕様事項）

第15条 本工事における特記仕様事項は、「その他特記仕様書」のとおりとする。

その他特記仕様書

第1章 工事内容

1-1 目的

本工事仕様書は、矢倉西排水機場における、老朽化が進行している排水機設備の整備を行い、機能保全を図るものである。

1-2 工事場所

徳島県鳴門市大津町（矢倉西排水機場）

1-3 工事の概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 3号主ポンプ 1.0台（横軸斜流形 400HZGM） 現地分解整備（搬出整備）

現地作業ヤード不足のため一部簡易作業場へ持ち出し整備

※簡易作業場については指定無（工場管理対象外）

(2) 3号減速機 1.0台（GBS 22KW-H-3.25） 現地分解整備（一部工場持込整備）

1-4 工事数量

本仕様書による（別添図面参照）。なお、下記に示す機械設備等は本工事の範囲外とする。

- (1) 前項に示す排水機設備以外
- (2) 土木工事、仮締切工事及び水替工事
- (3) 局部的な水替等は請負者が行うものとする。

1-5 現場条件

- (1) 関係機関との調整

関係者（地権者、受益者、関係官公署等）との協議を行うものとする。

1-6 提出書類

提出書類の部数は下記のとおりとする。

- (1) 承認図書 提出部数 2部（A4サイズ）。
- (2) 完成図書 提出部数 3部（A4サイズ）。
- (3) その他協議資料等 監督職員の指示によるものとする。

1-7 工事電力及び用地等

本工事に要する電力料金は、受注者の負担とする。

本工事の用地については、指定地域以外は、受注者の負担とする。

第2章 設計仕様

2-1 設計一般

設計に当たっては関係する諸基準、規格を遵守し、十分検討を行い、環境に順応した調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。

2-2 準拠規定・基準

仕様書に記載していない事項は、下記基準によるものとする。

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| (1) 徳島県農林土木工事共通仕様書 | (徳島県) |
| (2) 土地改良事業計画設計基準（ポンプ場） | (農林水産省農村振興局) |
| (3) 施設機械工事等施工管理基準 | (農林水産省農村振興局) |
| (4) 電気設備計画設計技術指針（高低圧編） | (農林水産省農村振興局) |
| (5) 水管理制御方式技術指針（ポンプ場編，畑地かんがい編） | (農林水産省農村振興局) |
| (6) 日本産業規格（JIS） | (日本規格協会) |
| (7) 電気規格調査会標準規格（JEC） | (電気学会) |
| (8) 日本電機工業会標準規格（JEM） | (日本電気工業会) |
| (9) 労働安全衛生規則 | |
| (10) その他関係法規，条例等 | |

2-3 設計諸元

(1) 3号主ポンプ 設計

1) 3号主ポンプ 現地分解整備(搬出整備)

a) 品名 主ポンプ（横軸斜流形 400HZGM）400mm

b) 仕様

(1) 品 名	主ポンプ（横軸斜流形 400HZGM）400mm
(2) 仕 様	形 式 横軸斜流形 400HZGM
	吐 出 口 径 400mm
	吐 出 量 18m3/min
	全 揚 程 3.8m
	回 転 数 534rpm
	電 動 機 出 力 2.2KW
(4) 数 量	1 台

次項に交換部品を明記

c) 交換部品

[illegible]

(2) 3号減速機 設計

1) 3号減速機 現地分解整備(一部工場持込整備)

a) 品名 3号減速機 (遊星歯車減速装置)

b) 仕様

(1) 品 名	3号減速機（遊星歯車減速装置）	
(2) 仕 様	形 式	GBS 22KW-H-3.25
	電 動 機 出 力	ディーゼルエンジン
	減 速 比	1/6.0
	出力軸回転数	534rpm
	入力軸回転数	1735rpm
	出力常用トルク	40Kg/m
(4) 数 量	1 台	

次項に交換部品を明記

c) 交換部品

項	図番号	名 称 ・ 規 格		数量
1	30	軸受	#NBK25-35-15	3 個
2	34	軸受	#50022216-G	1 個
3	33	軸受	#5006217-G	1 個
4	32	軸受	#5006306-G	1 個
5	31	軸受	#5006309-G	1 個
6	10	太陽歯車		1 個
7	4	入力軸		1 個
8		消耗品		1 式

2-4 疑義

設計に当たり本仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、直ちに監督員と協議し、指示を得なければならない。

第3章 施工条件

3-1 工程制限

(1) 工種

原則、各工種据付工及び試運転調整については、安全確保のため出水期（6月1日～10月31日）に実施しないものとする。

(2) 部分引渡し

該当無し

(3) 完了受渡し

別途協議によるが、性能試験検査の合格後とする。

第4章 仮設

4-1 任意仮設

特になし

第5章 貸与する施設等

該当なし

第6章 外注品

J I S又はその他関係する規格、規準に合格したものとする。

第7章 機械設備据付・撤去工事

7-1 一般事項

(1) 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任を持って施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。

(2) 検測又は確認

この工事の検測又は、確認を下記の段階で受けなければならないが、監督員と協議によるものとする。

1) 工場検査(単体品は性能証明書等の提出により確認)

- ・ 材料検査
- ・ 性能検査

2) 現地検査

- ・ 材料検査
- ・ 据付・撤去状況
- ・ 運転時

(運転時の検測、確認は8-2(3)も参照)

(3) 安全施設

破損した場合は、請負者において同等に復旧しなければならない。

(4) 輸送

各機器の輸送と保管は、積載超過運搬を防止変換や破損等のないよう荷造を行い、各機器の名称等記入し、荷卸し後他の工事業者と混同しないように処置をしなければならない。

(5) 配管の接合

配管の接合は漏水がないように正確・確実に行うと共に、配管の固定は、堅ろうに取り付けること。

(6) 据付

据付に当っては厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運転時に振動、異常音のないように正確に据付なければならない。また、据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

第8章 施工管理

8-1 施工管理

請負者は、農林水産省施設機械工事等施工管理基準（令和4年度）及び徳島県農林土木工事施工管理基準（案）（平成28年10月）に準拠し、施工管理するものとする。

8-2 写真管理基準

(1) 一般事項

工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整理し、工事の完了後又は必要なつど提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。

(2) 撮影基準

撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置・寸法等を表示するものとする。

(3) 試運転

据付工事が完了した時は、監督職員立会いのもとに、その指示に従い現場において試験及び機場全体の総合試運転まで行い、支障がないか確認する。

異常がある場合、監督員と協議することとする。

8-3 その他

設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理するものとする。